

第7次福島県総合教育計画策定に関する懇談会設置要綱

令和2年4月1日
福島県教育委員会教育長決裁

(設置)

第1条 福島県教育委員会が、新たな福島県総合計画の部門別計画として、教育基本法第17条第2項の規定に基づく教育の振興のための施策に関する基本的な計画（福島県総合教育計画）を策定するに当たり、幅広い意見を反映させるため、第7次福島県総合教育計画策定に関する懇談会（以下「策定懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定懇談会は、第7次福島県総合教育計画の原案について検討する。

(組織)

第3条 策定懇談会は、委員15名以内をもって組織し、委員は学識有識を有する者その他適当と認める者のうちから教育委員会が委嘱する。ただし、委員には公募による委員も含むものとする。

2 委員の任期は、令和4年3月31日までとする。

(座長及び副座長)

第4条 策定懇談会に座長及び副座長を置く。

2 座長は、委員の互選によりこれを定める。

3 副座長は、委員のうちから座長が指名する。

(会議)

第5条 座長は、会議を招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 座長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、副座長がその職務を代理する。

(会議の公開)

第6条 会議は公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

2 感染症対策の観点から必要と認められる場合には、傍聴者の制限等、必要な措置を行うことができる。

(庶務)

第7条 策定懇談会の庶務は、教育庁教育総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定懇談会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年6月10日から実施する。